

第 10 回青梅市選挙管理委員会会議録		
開催日時	令和6年9月19日 午前10時00分	
場所	市役所6階 選挙管理委員会事務室	
出席者	委員長 川鍋信夫 委員 根本太夫 同 山下秀明 同 桑原顕正	書記長 須崎満 書記 山崎健司
記録者	書記 山崎健司	
1 あいさつ 川鍋委員長 2 報告事項 行事報告について 別紙のとおり 3 議 事 付議案件(1) 裁判員候補者予定者の選定について 別紙選定録のとおり (2) 検察審査員候補者予定者の選定について 別紙選定録のとおり (3) 青梅市選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の一部改正について 別紙選定録のとおり 議案第20号 在外選挙人名簿登録者の抹消決定について 原案どおり可決 議案第21号 衆議院議員選挙選挙における公営ポスター掲示場の総数減少協議について 原案どおり可決 4 その他 (1) 今後の行事予定について 別紙のとおり (2) 次回委員会の開催日程について 日 時：未定		

[illegible]

令和6年10月7日

青梅市選挙管理委員会

委員 黎顯正

第10回青梅市選挙管理委員会日程

令和6年9月19日
午前10時00分
市役所 6階
選挙管理委員会事務室

1 あいさつ 川鍋委員長

2 報告事項 行事報告について

3 議 事 付議案件 (1) 裁判員候補者予定者の選定について
(2) 検察審査員候補者予定者の選定について
(3) 青梅市選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の一部改正について
議案第20号 在外選挙人名簿登録者の抹消決定について
議案第21号 衆議院議員選挙選挙における公営ポスター掲示場の総数減少協議について

4 そ の 他 (1) 今後の行事予定について
(2) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和6年10月 日 () 時 分
会 場 市役所6階 601会議室
議 題
(3) その他

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）

第二十条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年九月一日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

（裁判員候補者予定者名簿の調製）

第二十一条 **市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者**（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）**をくじで選定しなければならない。**

2 **市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載**（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあつては、記録）**をされている氏名、住所及び生年月日の記載**（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあつては、記録）**をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。**

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

○ 検察審査会法

〔審査員候補者の員数〕

第九条 検察審査会事務局長は、毎年九月一日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

② 検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに、第一群から第四群までの四群に分け、各群の員数は、それぞれ百人とする。

〔審査員候補者の選定〕

第十条 **市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者**（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）**をくじで選定しなければならない。**

② **市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載**（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあつては、記録）**をされている氏名、住所及び生年月日の記載**（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）**をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。**

③ 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

令和6年9月19日執行青梅市裁判員候補者予定者選定録

- 1 選定の場所 青梅市東青梅1丁目11番地の1
市役所6階選挙管理委員会事務室
- 2 選定の時間 午前 10 時 6 分から 10 時 15 分まで
- 3 選定の結果 別紙選定結果一覧のとおり（122人）
- 4 選定の事務に従事した者
青梅市選挙管理委員会 事務局長 須 崎 満
選挙係長 山 崎 健 司

青梅市選挙管理委員会委員長は、この選定録を作り、ここに署名する。

令和6年9月19日

青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

令和6年9月19日執行青梅市檢察審査員候補者予定者選定録

- 1 選定の場所 青梅市東青梅1丁目11番地の1
市役所6階選挙管理委員会事務室
- 2 選定の時間 午前 10 時 17 分から 10 時 21 分まで
- 3 選定の結果 別紙選定結果一覧のとおり（13人）
- 4 選定の事務に従事した者
青梅市選挙管理委員会 事務局長 須崎 満
選挙係長 山崎 健司

青梅市選挙管理委員会委員長は、この選定録を作り、ここに署名する。

令和6年9月19日

青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

青梅市選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の一部改正について

1 改正の理由

青梅市ストーカー行為等の申出者支援に関する住民基本台帳事務取扱規則（平成20年規則第36号。以下「事務取扱規則」という。）を引用する規定を整理するほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

（1）事務取扱規則を引用する規定における字句を、次のように改める。

【第2項・第9項関係】

改正後	現 行
支援を決定した者	支援を決定した被害者
相手方	加害者
支援措置対象者	支援対象者

（2）その他所要の規定の整備

3 実施期日

令和6年9月19日

新旧対照表

○青梅市選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱（平成18年11月1日実施）

改正後	現行	備考
1 略 2 選挙人名簿抄本からの除外事項 委員会は、青梅市ストーカー行為等の申出者支援に関する住民基本台帳事務取扱規則（平成20年規則第36号）の規定により<u>支援を決定した者</u>を、閲覧させる選挙人名簿抄本から除くものとする。 3 略 4 申出者に対する通知 委員会は、申出者から前項第1号に掲げる選挙人名簿閲覧申出書（以下「申出書」という。）その他閲覧の申出に必要な書類の<u>全て</u>が提出されたことを確認したときは、当該申出者に閲覧させるものとする。 5～8 略 9 閲覧の拒否 法第28条の2第3項および法第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに足りる相当な理由とは、次の場合をいう。 （1）青梅市ストーカー行為等の申出者支援に関する住民基本台帳事務取扱規則第4条第3号に規定する相手方が判明しており、当該<u>相手方</u>から<u>同号に規定する支援措置対象者</u>についての閲覧の申出があったとき。 （2）略 10 略 11 文書保存年限 申出書その他関係書類の保存は、<u>青梅市公文書管理規程（令和3年訓令（甲）第5号）</u>の定めるところによる。 12～14 略 15 経過措置 （1）～（3） 略 <u>（4）この要綱の一部改正は、令和6年9月19日から実施する。</u> 様式（省略）	1 略 2 選挙人名簿抄本からの除外事項 委員会は、青梅市ストーカー行為等の申出者支援に関する住民基本台帳事務取扱規則（平成20年規則第36号）の規定により<u>支援を決定した被害者</u>を、閲覧させる選挙人名簿抄本から除くものとする。 3 略 4 申出者に対する通知 委員会は、申出者から前項第1号に掲げる選挙人名簿閲覧申出書（以下「申出書」という。）その他閲覧の申出に必要な書類の<u>すべて</u>が提出されたことを確認したときは、当該申出者に閲覧させるものとする。 5～8 略 9 閲覧の拒否 法第28条の2第3項および法第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに足りる相当な理由とは、次の場合をいう。 （1）青梅市ストーカー行為等の申出者支援に関する住民基本台帳事務取扱規則第4条第3号に規定する相手方が判明しており、当該<u>加害者</u>から<u>支援対象者</u>についての閲覧の申出があったとき。 （2）略 10 略 11 文書保存年限 申出書その他関係書類の保存は、<u>青梅市文書管理規程（平成10年訓令（甲）第7号）</u>の定めるところによる。 12～14 略 15 経過措置 （1）～（3） 略 様式（省略）	

在外選挙人名簿登録者の抹消決定について

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 30 条の 11 の規定により、
別紙在外選挙人名簿登録者抹消者一覧の 2 人(女 2 人)を本市の在外選挙
人名簿から抹消決定する。

令和 6 年 9 月 19 日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

在外選舉人名簿登録者抹消者一覽

[illegible]

○ 公職選挙法

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

第三十条の十 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなったこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

2 (省略)

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 **市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。**この場合において、第三号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項の表示をされた者について**国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至つたとき。**

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知つたとき。

衆議院選挙における公営ポスター掲示場の総数減少協議について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 4 4 条の 2 第 2 項ただし書の規定にもとづき、次のとおり東京都選挙管理委員会と協議する。

1 減少数

2 9

2 理 由

各投票区の地勢を考慮し、第 1 投票区、第 2 投票区、第 6 投票区、第 7 投票区、第 9 投票区、第 1 1 投票区から第 1 5 投票区、第 1 7 投票区から第 2 0 投票区、第 2 3 投票区、第 2 6 投票区について減とし、第 2 5 投票区について増とする。

3 投票区別選挙人名簿登録者数、面積およびポスター掲示場設置数別紙のとおり

令和 6 年 9 月 1 9 日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法

(ポスター掲示場)

第百四十四条の二 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3～10（省略）

◎公職選挙法施行令第111条第1項の規定による数

(公職選挙法第144条の2第2項または第9項に規定の政令で定める数)

選挙人名簿 登録者数	面積	ポスター 掲示場の数	投票区
1,000 人未満	2 平方キロメートル 未満	5 箇所	第 20、第 21
	2 平方キロメートル 以上 4 平方キロメートル 未満	6 箇所	第 17、第 24
	4 平方キロメートル 以上 8 平方キロメートル 未満	7 箇所	第 18、第 19、第 26
	8 平方キロメートル 以上	8 箇所	第 25
1,000 人以上 5,000 人未満	4 平方キロメートル 未満	7 箇所	第 1、第 2、第 5、第 9、第 11、 第 12、第 13、第 16、第 27、第 29、 第 30、第 32、第 34
	4 平方キロメートル 以上 8 平方キロメートル 未満	8 箇所	第 6、第 14、第 15、第 22、第 23
	8 平方キロメートル 以上	9 箇所	(該当なし)
5,000 人以上 10,000 人未満	4 平方キロメートル 未満	8 箇所	第 3、第 4、第 7、第 8、第 28、 第 31、第 33
	4 平方キロメートル 以上	9 箇所	第 10
10,000 人以上	4 平方キロメートル 未満	9 箇所	(該当なし)
	4 平方キロメートル 以上	10 箇所	(該当なし)

今後の行事予定

(1) 都市選連関係

10月10日	都 市 選 連 次長・係長・一般職員研修	東京自治会館		
10月24日	都 市 選 連 次 長 ・ 係 長 会	東京自治会館	15:00	

(2) 明るい選挙推進関係

11月15日	都 市 推 協 明 る い 選 挙 推 進 大 会	文京シビックホール	13:30	会長、役員、加藤
--------	------------------------------	-----------	-------	----------

その他

昭島市長選挙 告示日9月29日(日)、選挙期日10月6日(日)